

# 春日井市から国外へ転出される方へ

愛知県春日井市

0568-81-5111 (代表)

- 春日井市から国外への転出手続きをしたことにより、住民登録（住民票）が削除されます。  
再度、日本に住民登録する場合は、帰国後 14 日以内にお住まいになる市区町村で転入届を行ってください。  
必要なものは主に次のとおりです。詳細はお住まいになる市区町村にお問い合わせください。  
(1) 全員分のパスポート（帰国日のスタンプがない場合は、別途帰国日がわかるチケット類が必要です。）  
(2) 戸籍謄本および戸籍の附票（本籍地へ転入される場合は必要ありません。外国人の方は、在留カード等をお持ちください。）  
(3) 基礎年金番号通知書・年金手帳等（国民年金第 1 号の加入手続きが必要な方のみ）
- 国外転出を取りやめるときは、取りやめる方が、必ずパスポートをお持ちの上、春日井市で転出取消の手続きを行ってください。
- 転出届に伴う手続きを表にまとめました。該当する手続きを行ってください。

対象者	春日井市での手続	担当課
印鑑登録をされている方	印鑑登録は転出予定日に廃止され、前日までは印鑑登録証明書を取得できます。なお、使わなくなった印鑑登録証は返却または引越し後に破棄してください。	戸籍住民課 0568-85-6136
国民健康保険に加入されている方	被保険者証・高齢受給者証等をお返しく下さい。世帯主が世帯員を残して転出する場合は、引き続き住まわれる方の被保険者証を差し替えます。世帯全員が国外転出する場合は国保税を精算するため、保険医療年金課へお立ち寄りください。 転出日の翌日をもって資格がなくなります。	保険医療年金課 (保険) 0568-85-6156 (後期高齢) 0568-85-6366 (年金) 0568-85-6160 (福祉医療) 0568-85-6194
後期高齢者医療制度に加入されている方	被保険者証をお返しく下さい。限度額適用・標準負担額減額認定証などをお持ちの方はお返しく下さい。	
国民年金（第 1 号）に加入または国民年金・厚生年金を受給されている方	国民年金の第 1 号強制加入義務はなくなりますが、国民年金に任意で加入することができます。保険医療年金課で喪失または任意加入の手続きを行ってください。 国民年金及び厚生年金を受給している方は、日本年金機構 名古屋北年金事務所 お客様相談室（052-912-1213）にお問い合わせください。	
子ども医療、障がい者（心身・精神）医療、母子・父子家庭医療、後期高齢者福祉医療費受給者証をお持ちの方	医療費受給者証をお返しく下さい。	介護・高齢福祉課 0568-85-6182
緊急通報システムを設置されている方	機器の返却が必要ですので、担当課へお問い合わせください。	
春日井市整髪料補助券をお持ちの方	補助券をお返しく下さい。	
介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証、社会福祉法人等利用者負担率減額認定証、訪問介護等利用者負担額減額認定証をお持ちの方	被保険者証等をお返しく下さい。	

対象者	春日井市での手続	担当課
身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方	喪失手続が必要ですので、担当課へお問い合わせください。	障がい福祉課 0568-85-6186
特別児童扶養手当・特別障がい者手当・障がい児福祉手当・在宅重度障がい者手当・福祉応援券を受給中の方	喪失手続が必要ですので、担当課へお問い合わせください。	
車椅子の貸与を受けている方	車椅子をお返しください。	
心身障がい者扶養共済制度に加入している方	届出が必要な場合がありますので、担当課へお問い合わせください。	
自立支援医療（精神通院）を受けている方	返納届が必要です。自立支援医療受給者証をお持ちください。	
障がい福祉サービス受給者証、通所受給者証、地域生活支援事業受給者証をお持ちの方	受給者証をお返しください。	
児童手当を受給している方	転出に伴い、届出が必要です。 （支給対象となっているお子さんが国内に残る場合は、転出予定日と同じ月内、もしくは転出予定日の翌日から数えて15日以内に、新たにお子さんを監護する方の住民登録がある市区町村で受給者変更の手続きを行ってください。手続きが遅れると手当を受け取れない月が生じる場合があります。）	子育て推進課 0568-85-6201
児童扶養手当、県遺児手当、子ども福祉手当を受給している方	転出に伴い、届出が必要です。	
水道のご契約者の方	水道を使用されない場合は希望日の3営業日前までに担当課で閉栓手続きを行ってください。電話・インターネットでも受付します。※時間の指定、土日祝日の指定はできません。	上下水道業務課（お客様窓口） 0568-85-6411
し尿収集の登録をしている方	廃止や人員変更等の届出を行ってください。清掃事業所・ごみ減量推進課・坂下出張所・高蔵寺ふれあいセンター・味美ふれあいセンターで受付します。	清掃事業所 0568-84-3211
春日井市のナンバープレートのついたバイク（125cc以下）をお持ちの方	手続きが必要な場合がありますので、市民税課へお問い合わせください。	市民税課 （軽自動車税） 0568-85-6092 （市民税・県民税） 0568-85-6094
市民税・県民税が課税されている方	市民税・県民税は、その年の1月1日現在の住所地で課税されます。前年中に所得があり、1月1日現在春日井市に居住していた場合は、納税管理人選定の手続きを行ってください。	
土地・家屋・償却資産を所有している方	固定資産税・都市計画税は、その年の1月1日現在の所有者に課税されます。春日井市内に土地・家屋・償却資産を所有している方は、納税について一切のことを処理する納税管理人を定め申告してください。	資産税課 0568-85-6101
犬の所有者の方	犬とともに転出される方は、犬の海外渡航届を提出してください。犬の所有者を市内の方に変更する場合は、犬の登録事項変更届を提出してください。電話・インターネットでも受付します。市外の方に変更する場合は、お住いの住所地で変更手続きを行ってください。（変更手続きに春日井市の犬の鑑札が必要となりますので、紛失している場合はお問い合わせください。）	環境保全課 0568-85-6279
パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしていた方	宣誓書受領証明書、証明カードをお返しください。あわせて、返還届を提出してください。	多様性社会推進課（レディヤンかすがい） 0568-85-4401
認可保育園を利用している方	退園届を利用している保育園に提出してください。保育園を利用できるのは原則転出日の月末までです。	保育課 0568-85-6202

【引越して出たごみについて】粗大ごみ、特定廃棄物、一時多量ごみは、ごみステーションに出すことはできません。クリーンセンター（0568-88-0247）へ事前に連絡し、直接搬入してください。

【在外選挙人名簿の登録について】日本国籍を有する満18歳以上の方は、在外選挙人名簿への登録申請を行うことにより、外国にいても日本の国政選挙に投票できます。登録の申請は、  
①出国前に春日井市選挙管理委員会（春日井市の選挙人名簿に登録されている方のみ可）又は②出国後に滞在地域の在外公館（大使館や総領事館）にて行えます。詳細は選挙管理委員会（市役所4階 0568-85-6071）又は在外公館へお問い合わせください。

【空き家について】空き家の所有者や管理者は、周辺的生活環境に影響を及ぼさないよう適正な管理に努めてください。（住宅政策課 0568-85-6572）

【幼稚園について】転出後も引き続き同じ幼稚園の利用を希望する場合は、利用している幼稚園にお問い合わせください。（保育課 0568-85-6202）